

## 令和8年度 保育園入園申込について

令和8年4月から入園を希望する子どもの入園申込みを受け付けますので、提出書類を確認のうえ、受付期間内に提出してください。

**産休・育休終了などで、年度途中から入園を希望する場合も下記期間中に申込みをしてください。**

※期間中に申込みをしていない場合、定員等の関係で受入れができないことがあります。

### 【受付期間】

令和7年11月26日（水） ～ 令和7年12月9日（火）

### 【受付場所・時間】

新規入園希望者 ・ ・ 松野町役場 町民課 9：00～17：00（土曜日・日曜日を除く）

継続入園希望者 ・ ・ 虹の森まつの保育園 7：30～18：00（日曜日を除く）

### 【提出書類】

#### ◆ 新規入園希望者

① 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

② 保育の必要性を証明する書類

※ 保育の必要性の事由によって、確認書類が異なります。会社員や自営業以外の方はご注意ください。

③ 令和7年度市町村民税課税証明書

※ R7.1.1現在、松野町に住所がなく、かつ個人番号が提出できない方

#### ◆ 継続利用者

① 保育施設等の利用に係る現況届

② 保育の必要性を証明する書類

※ 保育の必要性の事由によって、確認書類が異なります。会社員や自営業以外の方はご注意ください。

③ 令和7年度市町村民税課税証明書

※ R7.1.1現在、松野町に住所がなく、かつ個人番号が提出できない方

**【結果通知】 入園承諾書等の通知は令和8年3月頃を予定しています。**

### 保育園とは

保育を必要とする乳幼児を、日々保護者に代わって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。

入園には、保育を必要とする事由に該当することが要件となります。「集団生活を体験させたい」という理由では利用できません。

※保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば「特別利用保育」が利用できます。

これは、地域に幼稚園等がないために、施設の利用ができない1号（教育）認定のお子さんが、保育園を特別に利用することができる制度です。

## 1 認定区分について

子どもの年齢や保育の必要性に応じて、下記の3つに区分されます。

| 認定区分 | 対象年齢     | 保育の必要性     |                        | 利用できる施設等                   |
|------|----------|------------|------------------------|----------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上就学前 | なし<br>(教育) | 教育標準時間                 | 幼稚園・認定こども園（教育部分）<br>特別利用保育 |
| 2号認定 | 満3歳以上就学前 | あり         | 保育標準時間<br>または<br>保育短時間 | 保育園・認定こども園（保育部分）           |
| 3号認定 | 満3歳未満    | あり         |                        | 保育園・認定こども園（保育部分）<br>小規模保育等 |

※ 特別利用保育（1号認定）は、4月1日時点で3歳以上であれば利用可

## 2 保育の必要量について

保育の必要量は、就労等の状況により区分され、**利用できる最長時間**として認定し、**そのうち必要な時間**を利用できます。

| 保育必要量  | 要 件                     | 保育時間                             |
|--------|-------------------------|----------------------------------|
| 保育標準時間 | 保護者の就労時間が月120時間以上       | <b>最長11時間</b><br>(7時30分から18時30分) |
| 保育短時間  | 保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満 | <b>最長8時間</b><br>(8時から16時)        |
| 教育標準時間 | 就労等保育を必要とする事由は不要        | <b>最長5.5時間</b><br>(8時30分から14時)   |

## 3 保育を必要とする事由について

保育園は、保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育を行います。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が、下記の事由いずれかに該当することにより家庭で児童の保育ができない場合を言います。

| 保育を必要とする事由                               | 備 考                                                              | 申請に必要な添付書類            |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ① 就労していること                               | 月48時間以上の就労                                                       | 就労証明書                 |
| ② 妊娠中または出産後であること                         | 出産予定月の前3か月から、出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可<br>※ 出産した子どもではなく、上の子どもの入園条件 | 出産申立書                 |
| ③ 疾病にかかっている、もしくは身体に障害を有していること            |                                                                  | 疾病等申立書                |
| ④ 同居または長期入院している親族を常時介護・看護していること          |                                                                  | 介護（看護）申立書、及びタイムスケジュール |
| ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること             |                                                                  | 災害復旧申立書               |
| ⑥ 求職活動中であること                             | 入園期間は90日（3か月）が上限                                                 | 求職申立書                 |
| ⑦ 就学していること                               |                                                                  | 就学申立書                 |
| ⑧ 虐待やDVのおそれがあること                         |                                                                  | 虐待・DV申立書              |
| ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | 出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可<br>※ 出産した子どもではなく、上の子どもの入園条件              | 就労証明書                 |

#### 4 認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量の区分

保育の必要性認定で2号または3号の認定を受けた方は、保育の必要量に応じて以下のいずれかの区分に認定します。この区分は、保護者の就労等の程度に応じて、利用可能な最大時間を設定するものです。

| 保育必要量  | 就労      | 妊娠出産    | 疾病障がい | 介護看護 | 災害復旧 | 求職活動 | 就学      | 育児休業 |
|--------|---------|---------|-------|------|------|------|---------|------|
| 保育標準時間 | △<br>※1 | △<br>※3 | ○     | ○    | ○    | ×    | △<br>※1 | ×    |
| 保育短時間  | △<br>※2 | △<br>※3 | ○     | ○    | ○    | ○    | △<br>※2 | ○    |

※1 保護者の就労時間（就学時間）が月120時間以上

※2 保護者の就労時間（就学時間）が月48時間以上120時間未満

※3 原則、産前・産後各2か月間は標準時間、それ以外は短時間に区分されます。

#### 5 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、下記の方は保育料が無償になっています。

①3歳から5歳までの全ての子ども

②住民税非課税世帯の0歳から2歳の子ども

※年度途中で満3歳になっても無償化の対象ではありません。令和8年4月1日時点の年齢で算定します。

#### 6 保育料について

平成28年度から、少子化対策の取組として国の減免基準をさらに拡大し、養育している子どもの1人目と2人目の保育料を基準額の半額、3人目以降については無料としています。

令和8年4月から8月分は令和7年度市町村民税額で算定し、9月以降は令和8年度市町村民税額で算定します。

|                    |    |    |    |    |    |                    |     |     |    |    |    |
|--------------------|----|----|----|----|----|--------------------|-----|-----|----|----|----|
| 4月                 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月                | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 令和7年度の市町村民税額による保育料 |    |    |    |    |    | 令和8年度の市町村民税額による保育料 |     |     |    |    |    |

○ 保育料は月額です。月途中に入退所した場合でも、日割り計算はしません。

○ 保育料の口座振替日は毎月25日です。振替日が土・日・祝日の場合は、翌日になります。

○ 市町村民税が確定しないと保育料の算定ができませんので、所得がない方も必ず申告をしてください。申告がなく算定できない場合は、利用者負担額表の最高額で算定することになりますので、ご了承ください。

○ 父母の収入によっては、祖父母等の税額で算定する場合があります。

○ 病気等のやむを得ない理由により、月の半分以上を欠席した場合は、保育料を半額とします。ただし、個人的な理由による欠席は該当しません。

○ 生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）※がいる世帯は、所得に応じて保育料の軽減措置を受けられる場合がありますので、申請書の家庭状況の欄にご記入ください。申請書に記入していない場合は審査ができませんので、ご了承ください。

※身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・国民年金証書・精神障害者福祉手等々の写しを添付してください。

○ 保育料を滞納すると、児童手当から直接徴収する場合がありますのでご注意ください。

#### 7 3歳以上児の主食費（ごはん）について

3歳以上児の主食については、現金徴収や米持参等で本来保護者の負担であるところを、松野町では少子化対策の取組みとして、その負担を免除しています。

また、町内産のお米を給食で使用することで地産地消にも取り組んでいます。

#### 8 3歳児以上の副食費（おかず）について

3歳児から5歳児にかかる副食費（おかず）は無償化の対象外とされ、原則保護者負担となりましたが、松野町では3歳児から5歳児に限らず、全年齢の子どもにかかる副食費を免除しています。

※国の目安では、1ヶ月あたりおよそ4,700円の副食費相当分の免除です。

※0歳児から2歳児についても、保育料から副食費相当分を差し引きます。

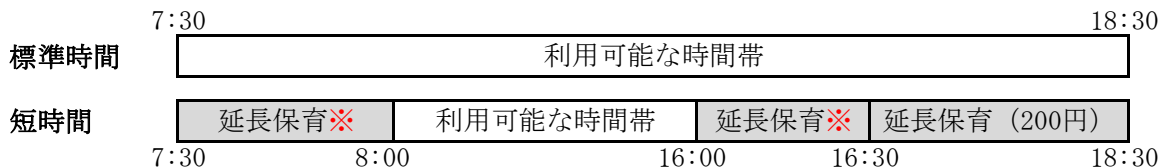
※免除は町内在住の子どもに限ります。

## 9 延長保育について

保育短時間認定者が、8時から16時以外に保育園を利用する場合は延長保育となり、保育料とは別に延長保育料が必要となります。1か月分をまとめて、翌月に現金徴収します。

16時31分から18時30分までに退所した場合は、利用時間に関わらず一律200円を徴収します。

### 【延長保育対象時間】



※松野町では、7時30分から8時と16時から16時30分までの利用時間は、延長保育料を免除していますが、これは16時までのパートタイム勤務の方の時間を考慮し、猶予時間を設けたものです。短時間認定の人は、仕事の都合以外で8時間以上の利用はできません。必ず16時までにお迎えをお願いします。

※延長保育料は無償化の対象外となります。

## 10 土曜日の利用について

土曜の利用は、本当に保育が必要な方を優先して受入れを行います。

平日と同様、保護者の方（両親とも）が仕事の場合にお預かりいたします。保護者のどちらかが土曜日お家におられるか、勤務がお休みの場合は、ご家庭での保育をお願いします。

ただし、残業や急な出勤など、やむを得ない事情で子どもの面倒をみられる大人がいない場合は、柔軟に対応いたしますので、保育園にご相談ください。

※利用する月の前月の中旬までに「延長保育兼土曜保育利用予定表」の提出が必要です。

## 11 ならし保育について

保育所に通い始める児童は、集団生活に慣れる為にどうしても一定期間かかるのが通例です。

このため、慣らし保育の期間は午前中の数時間のみの保育となります。期間は概ね1ヶ月未満ですが、各児童の状況によって異なりますので、詳しくは保育所とご相談ください。

## 12 家庭状況の変更

家庭状況の変更（住所・世帯構成・仕事等）が変わった場合はすぐに届出をお願いします。

特に、勤務先や勤務時間の変更、仕事を辞めた時、出産等で入所当初と状況が変わったときは、手続きが必要になりますので、すぐに保育園または役場町民課へ連絡してください。

## 13 保護者会費について

毎月1日に、各保育園で現金徴収します。保護者会運営のため毎月きちんと納めましょう。

### 【町内保育園】

| 施設名       | 住 所      | 電話番号    | 定 員 | 入園可能月齢         |
|-----------|----------|---------|-----|----------------|
| 虹の森まつの保育園 | 松丸166番地1 | 42-0204 | 80名 | 満6か月になった翌月以降から |

### 【問合せ先】

保育園の利用についてご不明な点は、保育園または町民課までお問い合わせください。

役場町民課 42-1113

### 第3号認定子どもにかかる利用者負担額保育料表

(単位：円)

| 階層区分 |   | 定義                     | 利用者負担額（月額）      |                 |
|------|---|------------------------|-----------------|-----------------|
|      |   |                        | 保育標準時間          | 保育短時間           |
| 第1階層 |   | 生活保護世帯                 | 0               | 0               |
| 第2階層 |   |                        | 0               | 0               |
| 第3階層 | 1 | 均等割課税世帯                | ひとり親世帯等         | (2,250) 4,500   |
|      | 2 |                        | その他世帯           | (5,250) 10,500  |
|      | 3 | 所得割課税額5,000円未満         | ひとり親世帯等         | (2,250) 4,500   |
|      | 4 |                        | その他世帯           | (5,750) 11,500  |
|      | 5 | 同上5,000円以上48,600円未満    | ひとり親世帯等         | (2,250) 4,500   |
|      | 6 |                        | その他世帯           | (6,250) 12,500  |
| 第4階層 | 1 | 同上48,600円以上62,800円未満   | ひとり親世帯等         | (2,250) 4,500   |
|      | 2 |                        | その他世帯           | (8,250) 16,500  |
|      | 3 | 同上62,800円以上77,101円未満   | ひとり親世帯等         | (2,250) 4,500   |
|      | 4 |                        | その他世帯           | (9,250) 18,500  |
|      | 5 | 同上77,101円以上97,000円未満   |                 | (10,250) 20,500 |
| 第5階層 | 1 | 同上97,000円以上115,000円未満  |                 | (12,250) 24,500 |
|      | 2 | 同上115,000円以上133,000円未満 |                 | (13,750) 27,500 |
|      | 3 | 同上133,000円以上169,000円未満 |                 | (15,250) 30,500 |
| 第6階層 | 1 | 同上169,000円以上195,400円未満 |                 | (15,750) 31,500 |
|      | 2 | 同上195,400円以上221,800円未満 |                 | (16,750) 33,500 |
|      | 3 | 同上221,800円以上248,200円未満 |                 | (17,750) 35,500 |
|      | 4 | 同上248,200円以上274,600円未満 |                 | (18,750) 37,500 |
|      | 5 | 同上274,600円以上301,000円未満 |                 | (19,750) 39,500 |
| 第7階層 | 1 | 同上301,000円以上333,000円未満 |                 | (20,750) 41,500 |
|      | 2 | 同上333,000円以上365,000円未満 |                 | (21,250) 42,500 |
|      | 3 | 同上365,000円以上397,000円未満 |                 | (21,750) 43,500 |
| 第8階層 |   | 同上397,000円以上           | (22,750) 45,500 | (21,250) 42,500 |

- 保護者が養育する子どもの第1子及び第2子は基準額の半額である（）内の額とし、第3子以降は無料（0円）とする。ただし、第2階層に属する場合は第2子以降を無料（0円）とする。
- 1のうち、次のいずれかに該当する世帯は、第2子から無料（0円）とする。また、次のいずれかに該当する世帯が第2階層に属する場合は第1子から無料（0円）とし、第3階層に属する場合の第1子はひとり親世帯等の欄を適用する。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 次に掲げる在宅障がい児（者）のいる世帯
    - 身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 療育手帳の交付を受けた者
    - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者